平成２３年（フ）第１２８６５号
東京都品川区南品川６丁目７―24
債務者　大川原幸枝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９６号
沖縄県沖縄市宮里３丁目40番10号　パレスビューマンション203号
債務者　高津　浩実
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０５５号
東京都清瀬市野塩１丁目445番地第１清水コーポ102号
債務者　小松　祥一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４５号
東京都東村山市野口町３丁目50番地１
債務者　樽海　幸子（旧姓松矢）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１６１号
東京都立川市錦町１丁目15番20号錦レジデンス301号
債務者　高橋ナツ子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１９０号
東京都八王子市長房町476番地１Ｍ．Ｓ．クィーン203号
債務者　石川　勝俊
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１９１号
東京都八王子市長房町476番地１Ｍ．Ｓ．クィーン203号
債務者　石川美智子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
島根県浜田市牛市町26番地
債務者　山本　誠司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第８３０号
東京都武蔵村山市榎２丁目17番地の６
債務者　大島美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４６号
茨城県つくば市天久保２丁目２番５号
破産者　有限会社砂縞
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６３号
千葉県印旛郡栄町安食2331番地６
破産者　有限会社みやび
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６４号
千葉県印旛郡栄町安食2331番地の６
破産者　小島　英二
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１８号
千葉県成田市西三里塚１番地1477
破産者　岩澤　由尚
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４９５０号
英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メリーストリート、ゼファーハウス２階、私書箱709号、カード・コーポレート・サービセズ・リミテッド内、日本における営業所東京都江東区亀戸６丁目56番15号
破産者　オクタビア・ホールディング・リミテッド
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１号
埼玉県所沢市大字南永井867番地の１
破産者　株式会社到来
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０６号
千葉県成田市美郷台３―４―16、住民票上の住所茨城県稲敷郡河内町十三間戸341番地２
破産者　田仲　信一
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１号
千葉県佐倉市白銀２丁目18番地４
破産者　株式会社豊和印刷
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２号
千葉県佐倉市白銀２丁目18番地４
破産者　鍛川　雅治
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部